

(特別監察の趣旨・実施手順等関係)

補足資料1 佐賀県警察における対象職員による鑑定の実施状況に係る調査

佐賀県警察における調査方法

- 佐賀県警察においては、対象職員が単独で行った鑑定643件（DNA型鑑定632件、その他の鑑定11件）について、
 - ・ワークシート（鑑定の日時等の経緯を記載した書類）
 - ・鑑定時に撮影した鑑定資料の写真・写真データ
 - ・定量機器に保存されていた定量データ
 - ・電気泳動機器に保存されていた電気泳動データ
 - ・解析機器に保存されていた解析データを確認し、ワークシートの記載内容と各データが整合しているかどうかを確認することなどにより、対象職員による不適切な取扱いについて調査。
- 対象職員による鑑定後の残余資料が保管されていた鑑定124件（DNA型鑑定123件、その他の鑑定1件）について、対象職員以外の佐賀県警察科学捜査研究所の職員が改めて残余資料の鑑定を実施し、対象職員による鑑定結果と比較することにより、対象職員による不適切な取扱いについて調査。

佐賀県警察における調査結果

- 佐賀県警察においては、上記調査の結果、対象職員が単独で行った鑑定のうち130件について、それぞれ下記の不適切な取扱いがあったことを確認したとして公表。

【佐賀県警察が認定した不適切な取扱い】

- ① 検査の実施を装い、「DNA型は検出されなかった。」などとしたもの 9件
- ② 鑑定作業の終了後、余った資料を紛失し、本来のものとは異なる資料を返還 4件
- ③ 鑑定作業の終了後、決裁を上げる際に、実際の作業日を別の日付に書き換えたもの 62件
- ④ 「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、数値や日付を書き換えたもの 7件
- ⑤ 「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、波形を組み合わせたもの 37件
- ⑥-1 対象職員の鑑定では、DNA型は検出されなかったもの（再鑑定により一部検出） 6件
- ⑥-2 資料の管理がずさんで、その付属物を紛失したもの 1件
- ⑥-3 DNA型鑑定を実施する必要があるにもかかわらず、鑑定資料の一部を使ってしまったもの 1件
- ⑥-4 「DNA型は検出されなかった」との結果を得たにもかかわらず、警察署に回答していなかったもの 3件

※ 1件の鑑定において複数の不適切な取扱いが確認されていたものについては、より上位の不適切な取扱いにおいて1件を計上している。